

## 公営企業

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(H21.7.8付け通知)

事業の意義(必要性等)・採算性を踏まえて抜本的改革を検討

観光施設事業  
宅地造成事業

「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について」(H23.12.28付け通知)

## 第三セクター等

「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(H21.6.23付け通知)

事業の意義(行政目的との一致度)・採算性を踏まえて抜本的改革を検討

### 経営改革

経営健全化の取組を進めながら経営継続

### 民営化等を行った上での事業の継続

民営化、民間譲渡・委託、独法化、PFI、指定管理者等(三セク債の活用が可能な場合も)

### 廃止(事業の終了)

事業を終了させ公営企業会計を廃止(原則として三セク債の活用可)

### 新規事業の抑制

一定の基準未達の規模の事業に限り地方債の発行について同意又は許可を行う

地方公共団体本体のリスク限定、別法人化して実施

### 経営改革

経営責任の明確化や運営の改善等を行った上で経営継続

地方公共団体は損失補償等を行うべきではなく、別の手段での資金調達を行うべき

プロジェクト・ファイナンス的資金調達(例:レベニュー債的資金調達)の活用を

### 事業の再生等

債務調整や経営体制変更等を行った上で経営継続(三セク債の活用が可能な場合も)

### 民営化・民間売却等

完全民営化・民間売却・上下分離方式での運営(三セク債の活用が可能な場合も)

### 事業の清算

事業を完全に終了させる形での廃止・解散・破産等(原則として三セク債の活用可)

## 公営企業・第三セクター等の抜本的改革について②

- [背景]
- 地方公共団体が損失補償等を行っている第三セクター等に係る債務は将来的に財政に深刻な影響を及ぼす可能性
  - 「地方公共団体財政健全化法」の全面施行(平成21年4月～)
    - ⇒ 公営企業の資金不足比率の算定・公表、経営健全化の推進
    - ・第三セクター等の経営状況・地方公共団体の将来負担等の把握・分析、将来負担抑制のための取組の推進

### [対応] 公営企業、第三セクター等の抜本改革の集中的取組の促進(平成21～**25年度**)

- ① 処理策の検討
  - ・事業の意義・採算性・事業手法(民間的手法を含む)等の検討、外部専門家等の活用
- ② 情報開示の徹底(対議会・住民)
  - ・経緯、手法の最善理由、損失補償履行の必要性、費用負担
- ③ 議会の関与 ~ ②の議論、処理策の適切性の確認 (「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(H21.6.23付け自治財政局長通知))
- ④ 債務調整を伴う処理策
  - ・手続き・内容等の透明性確保⇒法的整理や私的整理ガイドライン等を活用、新たな損失補償は行わない
- ⑤ 残資産の管理等

その手段の一つとして

### 第三セクター等改革推進債の創設(地方財政法附則第33条の5の7)

#### 1. 対象経費

第三セクター等の整理又は再生に伴い負担する必要がある以下の経費

- ◇ 第三セクター(及び地方住宅供給公社)
  - ⇒ 地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費(短期貸付金の整理に要する経費を含む。)
- ◇ 土地開発公社及び地方道路公社
  - ⇒ 解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費(短期貸付金の整理に要する経費を含む。)
- ◇ 公営企業
  - ⇒ 廃止(特別会計の廃止)を行う場合に必要となる地方債の繰上償還等に要する経費

#### 2. 対象期間

平成21年度～**25年度**

#### 3. 発行手続

議会の議決  
総務大臣又は都道府県知事の許可 } が必要

#### 4. 償還年限

10年以内を基本とする。必要に応じ10年を超える償還年限の設定も可。

許可実績 104件 4,714億円  
平成21年度～平成24年度(平成24年度第2次分は同意等予定額である。)

〔 第三セクター等改革推進債を発行することによる当該地方公共団体の財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し等を総合的に勘案して必要な最小限の期間とする。 〕

## 地方公営企業の抜本改革等の取組状況

事業廃止 (平成16年度からの実施数)		民営化・民間譲渡 (平成16年度からの実施数)		指定管理者制度 (導入数)		PFI (導入数)		公営企業型地方独立 行政法人(導入数)	
280事業 (152事業)		233事業 (79事業)		707事業 (103事業)		53事業 (9事業)		35法人 (24事業)	
県・政令市	市町村	県・政令市	市町村	県・政令市	市町村	県・政令市	市町村	県・政令市	市町村
27 (11)	253 (141)	37 (15)	196 (64)	110 (13)	597 (90)	28 (4)	25 (5)	21 (12)	14 (12)
主な内訳		主な内訳		主な内訳		主な内訳		主な内訳	
宅地造成	76(50)	介護	117(41)	介護	199(24)	下水道	20(4)	病院	35(24)
観光施設その他		病院	28(11)	観光施設その他		病院	13(2)		
	49(22)	交通	23(6)		154(27)	水道	9(2)		
介護	40(18)	観光施設その他		駐車場	148(16)	観光施設その他			
病院	39(16)		22(5)	病院	70(11)		4(1)		
簡易水道	24(14)	市場	7(4)	港湾整備	32(8)				
		電気	7(3)	下水道	31(3)				
				市場	30(10)				
				と畜場	22(2)				
				簡易水道	7(1)				
				宅地造成	7(0)				

※県・政令市には、県・政令市が加入する企業団等を含み、市町村には市町村が加入する企業団等(県・政令市が加入するものを除く。)を含む。

※事業廃止、民営化・民間譲渡は平成16年4月1日から平成24年4月1日の実績である。

※指定管理者制度(平成15年9月)、PFI(平成11年7月)、公営企業型地方独立行政法人(平成15年7月)は各制度導入時から平成24年4月1日までの実績である。

※()内の数値は、平成21年4月2日から平成24年4月1日の実績で内数。

# インフラ更新時代における公営企業の経営戦略構築支援

## 【事業概要】

当事業は、公営企業の施設が大量更新時期を迎えつつある中、適切なインフラ更新と企業性の発揮による財務の健全性の確保の両立による安定的な公営企業サービスの提供を目指し、自立的な財源確保のあり方や計画的かつ効果的・効率的な事業手法をとりまとめた公営企業向けガイドラインを策定するものである。

各公営企業が策定されたガイドラインに沿った経営戦略を構築することで、①安定的な公営企業サービスの提供、更には、②適切な更新投資需要を引き出すことによる経済の活性化などの効果が見込まれる。

【平成25年度予算額】 39百万円

## <ガイドライン策定に向けた3つの視点>

### 1 公営企業ストックマネジメントの推進

○所要財源額を把握しつつ、建替・維持補修・解体廃棄を総合的に捉えたストックマネジメントに取り組むことが急務。

### 2 新地方公営企業会計制度の活用

○公営企業の経営状態の明確化に資する新地方公営企業会計制度を活用し、経営課題の的確な把握・分析を行うことが必要。

### 3 民間的経営手法の研究・活用

○厳しい財政状況下でサービス水準の維持・向上を図るためには、創意工夫を活かした民間的経営手法を活用する余地が大。

インフラ更新時代における経営戦略構築ガイドラインの策定

## 第三セクター等改革推進債の実績①

(1) 団体区分別実績(平成24年度第2次分は同意等予定額)

(単位: 件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
都道府県・指定都市	2	228	9	937	7	508	6	674	24	2,347
市町村	10	156	22	646	16	414	32	1,151	80	2,367
計	12	384	31	1,583	23	922	38	1,824	104	4,714

(2) 手法別実績(平成24年度第2次分は同意等予定額)

(単位: 件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
解散・廃止・破産	6	126	23	1,223	13	534	30	1,233	72	3,117
特別清算・清算計画等	1	18	3	102	2	115	5	148	11	382
廃止(独法化等)	4	76	3	89	6	192	0	0	13	357
再生・更生・特定調停	1	164	0	0	1	52	2	268	4	485
事業再生ADR	0	0	1	125	1	29	0	0	2	154
一部廃止	0	0	1	44	0	0	1	175	2	219
計	12	384	31	1,583	23	922	38	1,824	104	4,714

※ 「解散・廃止・破産」は公社の解散、公営企業の廃止、三セク等の破産により事業を終了させるものであり、破産・清算した三セク等の事業・資産等の売却・譲渡や、廃止・解散した公営企業・公社の資産等を地方公共団体や別法人が引き継ぐものも含む。

※ 「廃止(独法化等)」は、公営企業について、別法人に事業を引き継がせることを前提として廃止したものであり、現時点ではすべてが病院である。【参考 病院事業を引き継いだ者の内訳: 地方独立行政法人 30,269.1百万円・8件、広域連合 3,245.0百万円・4件、民間(医療法人) 2,191.0百万円・1件】

※ 「一部廃止」は、土地開発公社の業務の一部のみを廃止したものである。

## 第三セクター等改革推進債の実績②

(3) 対象法人区分別実績(平成24年度第2次分は同意等予定額)

(単位: 件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
公営企業	10	203	7	123	9	500	3	68	29	894
うち病院	5	108	3	89	6	192	1	44	15	433
うち土地	5	94	4	34	1	238	1	17	11	383
公社	0	0	17	1,126	8	159	29	1,607	54	2,893
うち土地開発公社	0	0	16	746	6	130	27	1,339	49	2,215
うち地方道路公社	0	0	0	0	2	29	0	0	2	29
うち住宅供給公社	0	0	1	381	0	0	2	268	3	649
三セク等	2	182	7	334	6	263	6	149	21	927
うち農林分野	0	0	2	99	1	52	0	0	3	152
うち住宅分野	0	0	2	96	1	29	0	0	3	125
うち観光分野	1	18	1	2	2	66	1	2	5	88
うち不動産分野	1	164	0	0	1	109	3	29	5	302
計	12	384	31	1,583	23	922	38	1,824	104	4,714

※「公社」は地方道路公社・土地開発公社・地方住宅供給公社であり、「三セク等」はそれ以外の法人である。

※「公営企業」のうち「土地」は宅地・工業用地等の開発・造成・区画整理等を行うために設置された公営企業である。

※「三セク等」のうち「農林」は森林や農地の整備を主要業務とする法人であり、所謂「森林公社」「農地公社」が該当する。「住宅」は宅地や住宅の整備を主要業務とする法人が該当する。

※「観光」は観光施設の整備・管理を主要業務とする法人である。「不動産」は商工業用の土地・建物の整備・維持管理を主要業務とする法人である。

## 第三セクター等改革推進債の実績③

(4) 償還年数別実績(平成24年度第2次分は同意等予定額)

(単位: 件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
10年未満	1	2	1	2	0	0	1	2	3	6
10年	9	284	19	604	16	442	22	651	66	1,980
15年	1	32	6	557	4	176	5	221	16	987
20年	0	0	2	172	1	238	8	805	11	1,214
25年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30年	1	66	3	249	2	66	2	146	8	527
計	12	384	31	1,583	23	922	38	1,824	104	4,714

※ 据置期間を設定しているものを含む。

※ (1)～(4)の各表においては、各年度・各項目ごとに四捨五入を行っているため、各年度・各項目の合計値と「計」欄の数値が一致しないことがある。

<参考：第三セクター等の抜本的改革に係る情報提供等>

○総務省内に「第三セクター等改革相談窓口」を設置し第三セクター等の抜本的改革に係る質問・相談に対応

○総務省ホームページ等において抜本的改革に係る先進事例や第三セクター等改革推進債活用事例を紹介  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/c-zaisei/kouei/02zaisei06\\_03000041.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/02zaisei06_03000041.html)